

令和元年12月13日

非常変災時における臨時休業の判断基準について

尼崎市教育委員会
尼崎市立琴ノ浦高等学校

1 「警報」及び「特別警報」が発表された場合

※市立高等学校における警報等発表時の臨時休業の判断基準については、各校の定めによります。

【尼崎市立琴ノ浦高等学校】

時	地域及び警報等	学校の対応	備考
午後2時以降	阪神地域（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市）のいずれかの市に「暴風、大雨、洪水、大雪、津波」のいずれかの警報が発表された場合	臨時休業	
	阪神地域以外に住んでいる生徒について、住んでいる市町に「暴風、大雨、洪水、大雪、津波」のいずれかの警報が発表されている場合	当該生徒は公欠扱いとします。	状況により避難所等へ避難してください。
	尼崎市のいずれかの地域に「高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令があった場合	臨時休業	
在校時	阪神地域（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市）のいずれかの市に「暴風、大雨、洪水、大雪」のいずれかの警報が発表された場合	その後の授業を打ち切り、状況により下校や生徒引き渡し等の判断をします。	
	尼崎市のいずれかの地域に「高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令があった場合		

※ 給食の有無は原則午後2時の時点で判断します。（状況により配付できない場合もあります。）

2 地震発生の場合

時	地震	学校の対応	備考
在宅・登下校時	尼崎市に震度5弱以上の地震が発生した場合	地震発生当日と翌日は臨時休業	
	尼崎市以外の住んでいる市町で震度5弱以上の地震が発生した場合	当該生徒は公欠扱いとします。	状況により避難所等へ避難してください。
在校時	尼崎市に震度5弱以上の地震が発生した場合	その後の授業を打ち切り、状況により下校や生徒引き渡し等の判断をします。	

3 その他の災害発生の場合

時	災害	学校の対応	備考
在宅・登下校	学校周辺で特殊事情やその他災害(通学交通手段の遮断、火災、ガス爆発、雷等)発生時	状況により臨時休業と判断する場合があります。	
在校時		状況により下校や生徒引き渡し等の判断をする場合があります。	

4 その他

- (1) 非常変災等により、学校において電気または水道のライフラインが途絶した場合、臨時休業とします。
- (2) 学校が臨時休業となった場合、部活動を中止します。
- (3) 学校が臨時休業となった場合、学校開放及び学校施設目的外使用についても、中止とします。
- (4) 市立高等学校については、通学区域が広範囲のため、登校前に尼崎市外において、非常変災や交通遮断等特殊事情が発生した場合は、本方針に準じて、学校長が当該地域に在住する生徒の公欠扱い等の判断をします。

以 上